横浜市保有資産公募売却等 事業予定者選定委員会 委員長 中井 検裕 様

横浜市長 林 文子



保有資産の公募売却に係る審査について (諮問)

保有資産の公募売却に係る審査につきまして、横浜市附属機関設置条例第2条第2項及び横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会運営要綱第2条に基づき、次の事項を 諮問します。

鶴見区鶴見中央四丁目土地、港北区菊名七丁目土地及び青葉区藤が丘一丁目土地公募 売却に伴う事業予定者の選定

(別記:公募内容 参照)

別記:公募内容

## 1 公募土地の概要

所在	公簿地目	地積 (m²)	
		公簿	実測
【鶴見区鶴見中央四丁目土地】 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 21 番 15	宅地	800. 03	800.03**
【港北区菊名七丁目土地】 横浜市港北区菊名七丁目 929 番 7 、8	雑種地	1, 301	1, 302. 00
【青葉区藤が丘一丁目土地】 横浜市青葉区藤が丘一丁目 14番 49	宅地	1, 005. 98	1, 005. 98

※ 区画整理による換地地積

# 2 公募手法等

(1) 公募手法

価格固定プロポーザル方式

(価格を固定した上で事業提案内容を審査し、事業予定者を選定します。また、事業予定者決定までの間、継続して受付を行う常時公募とします。)

- (2) 土地利用条件 別途確定する募集要項に記載
- 3 公募時期 平成29年度公募実施予定

## 4 添付資料

- (1) 位置図·案内図
- (2) 公図
- (3) 確認書(利害関係不存在)様式

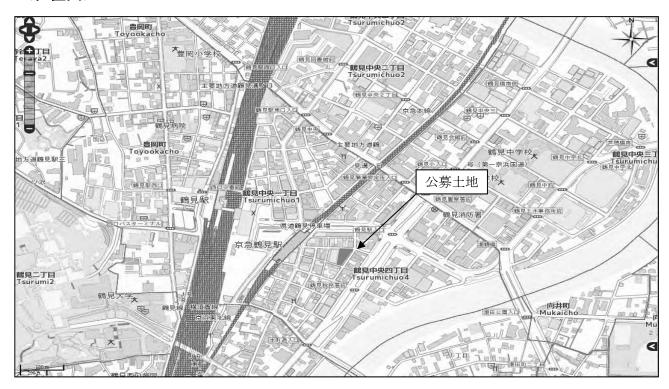
## (備考)

- · 募集要項及び応募案件等については、委員会において説明します。
- ・ 応募者と委員の間で利害関係がないことを添付の確認書(利害関係不存在)様式により確認します。

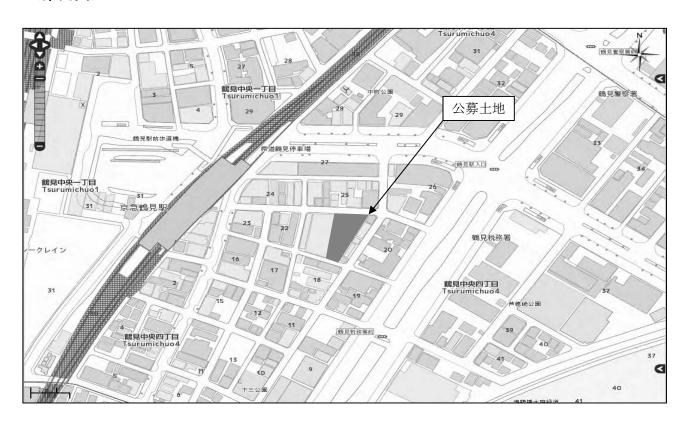
## 位置図・案内図

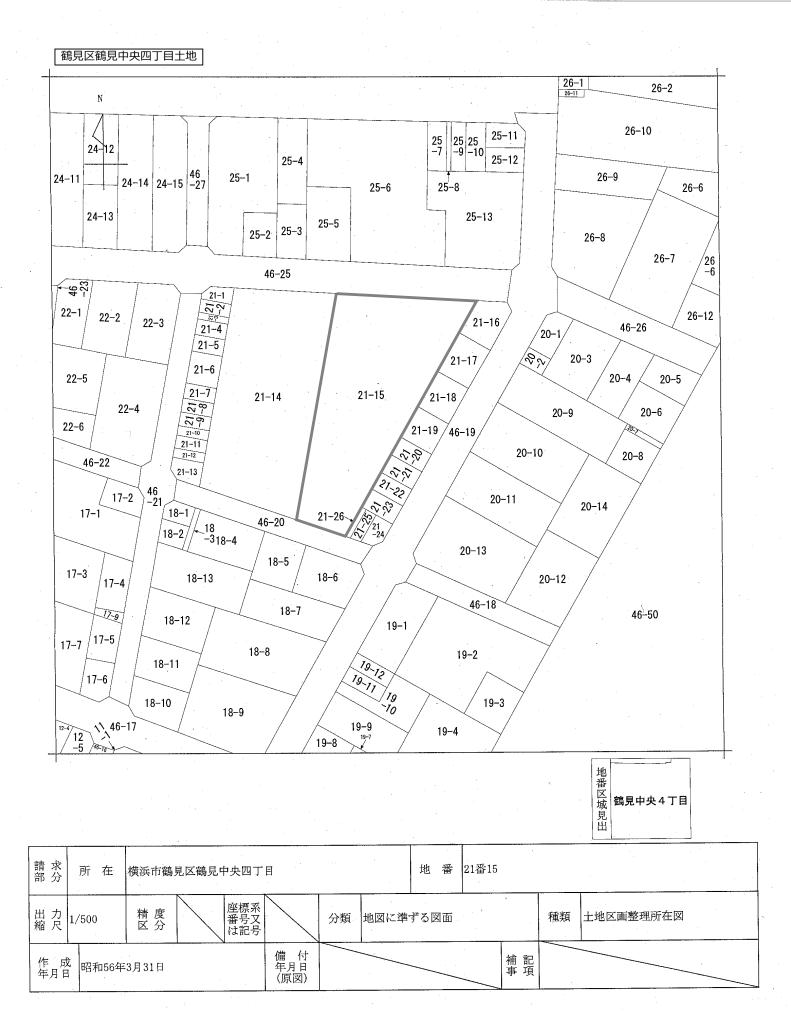
# 鶴見区鶴見中央四丁目土地

# <位置図>



#### <案内図>





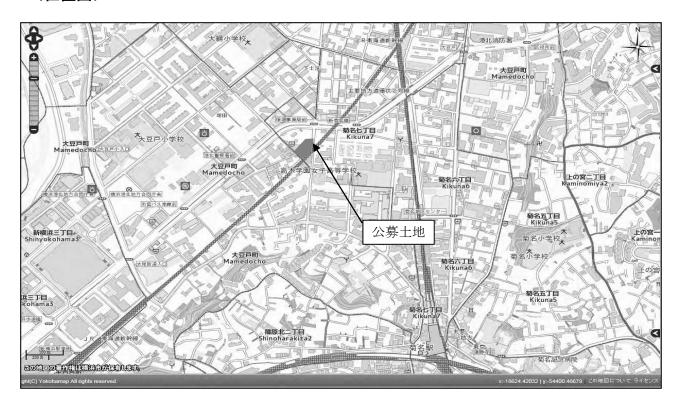
申請番号:38-8

(1/1)

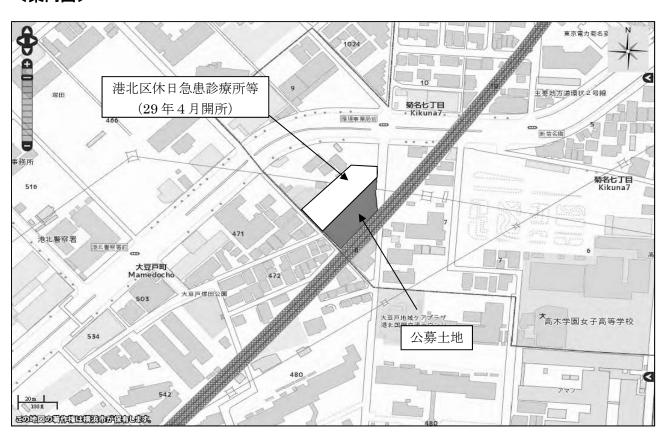
## 位置図・案内図

# 港北区菊名七丁目土地

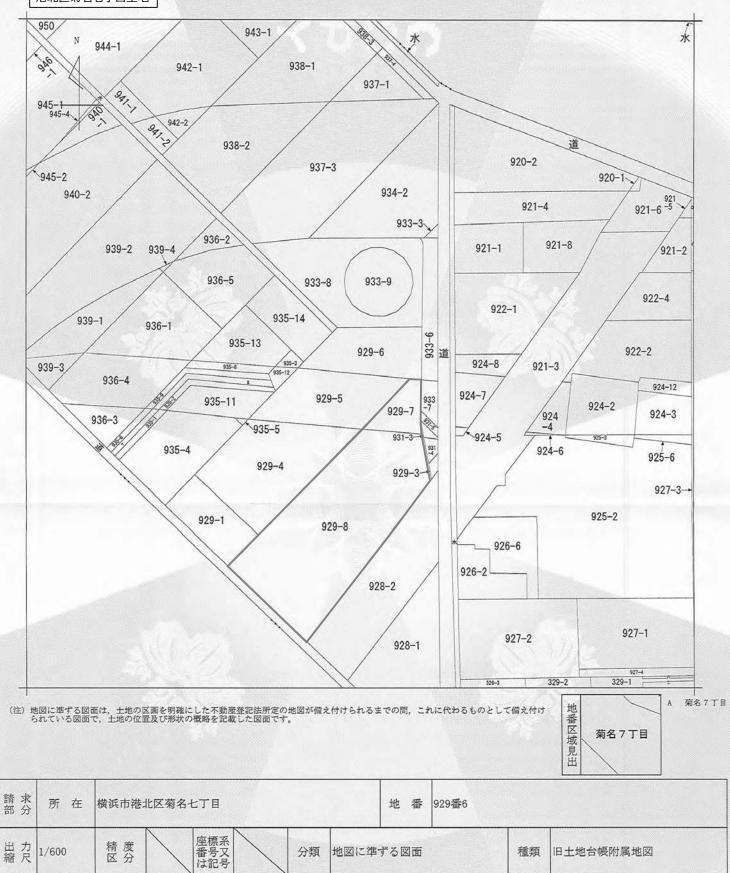
#### <位置図>



## <案内図>



港北区菊名七丁目土地



これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

備 付 年月日 (原図)

(横浜地方法務局港北出張所管轄)

平成28年2月16日 横浜地方法務局

登記官

沼田政行



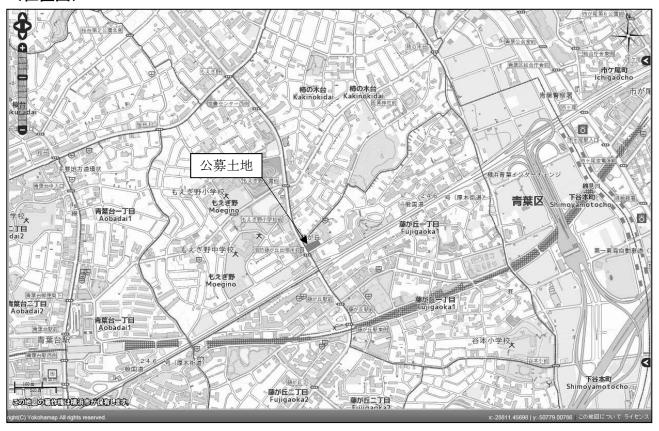
補頭

作 成年月日

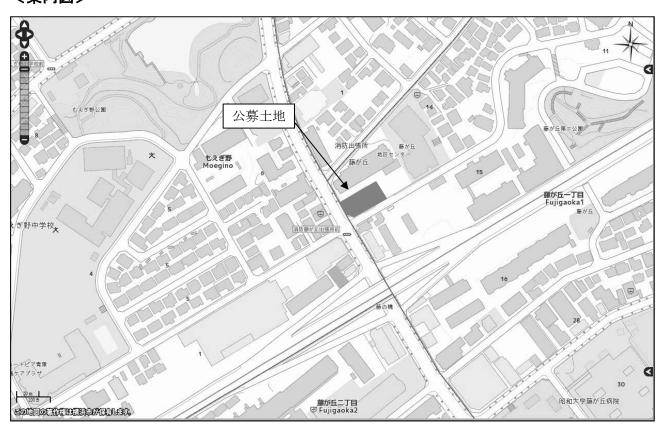
# 位置図・案内図

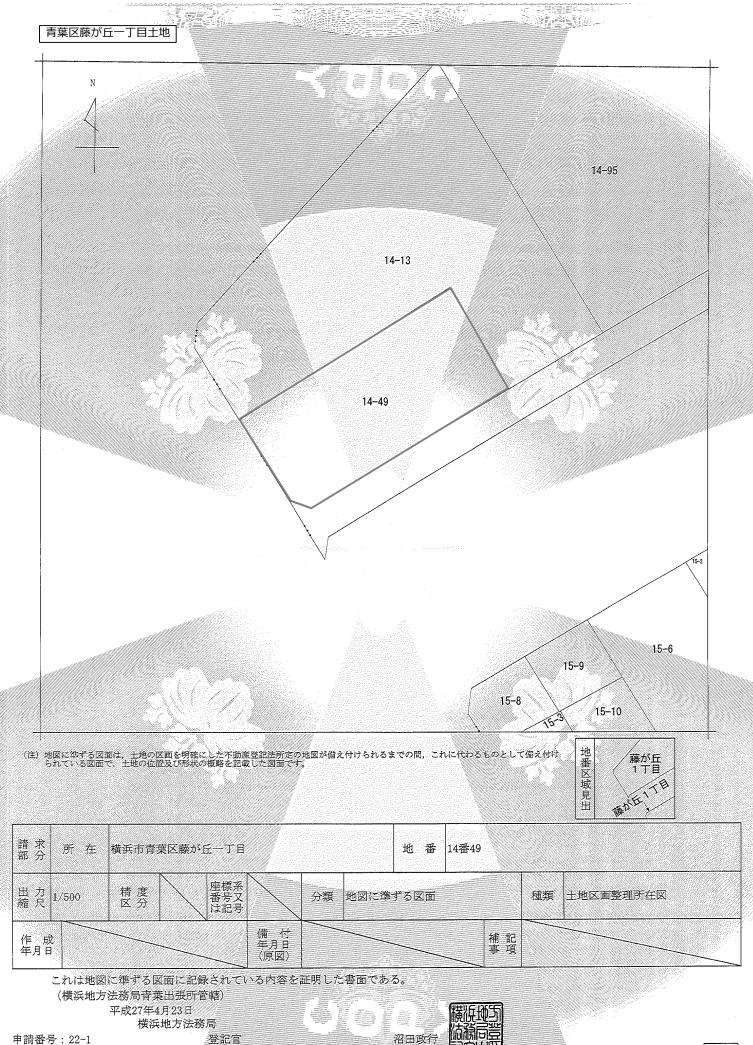
# 青葉区藤が丘一丁目土地

## <位置図>



## <案内図>





(1/1)

# 確認書

横浜市長 林 文子

横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会

委 員

鶴見区鶴見中央四丁目土地公募売却(価格固定プロポーザル方式)に伴う、事業提案の 内容の審査に当たり、下記に掲げる利害関係が当方にないことを確認しました。

## 【利害関係該当事項】

- 1 委員が応募者の財務、法務又は営業等の業務内容について、<u>職務権限を有する又は関</u> 与している場合(過去において該当していた場合を含む。)
- 2 委員が応募者(法人にあっては、その役員又は役員に準ずる者)の<u>配偶者、四親等以</u> 内の血族、三親等以内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、保佐人又は補助人である 場合
- 3 その他、審査の公正を妨げる事情があると認められる場合

(備考)

一般の商品・サービス購入等の行為は利害関係から除外

# 確認書

横浜市長 林 文子

横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会

委 員

港北区菊名七丁目土地公募売却(価格固定プロポーザル方式)に伴う、応募者の事業提 案の内容の審査に当たり、下記に掲げる利害関係が当方にないことを確認しました。

## 【利害関係該当事項】

- 1 委員が応募者の財務、法務又は営業等の業務内容について、<u>職務権限を有する又は関</u> 与している場合(過去において該当していた場合を含む。)
- 2 委員が応募者(法人にあっては、その役員又は役員に準ずる者)の<u>配偶者、四親等以</u> 内の血族、三親等以内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、保佐人又は補助人である 場合
- 3 その他、審査の公正を妨げる事情があると認められる場合

(備考)

一般の商品・サービス購入等の行為は利害関係から除外

# 確認書

横浜市長 林 文子

横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会

委 員

青葉区藤が丘一丁目土地公募売却(価格固定プロポーザル方式)に伴う、応募者の事業 提案の内容の審査に当たり、下記に掲げる利害関係が当方にないことを確認しました。

## 【利害関係該当事項】

- 1 委員が応募者の財務、法務又は営業等の業務内容について、<u>職務権限を有する又は関</u> 与している場合(過去において該当していた場合を含む。)
- 2 委員が応募者(法人にあっては、その役員又は役員に準ずる者)の<u>配偶者、四親等以</u> 内の血族、三親等以内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、保佐人又は補助人である 場合
- 3 その他、審査の公正を妨げる事情があると認められる場合

(備考)

一般の商品・サービス購入等の行為は利害関係から除外

鶴見区鶴見中央四丁目土地、港北区菊名七丁目土地 及び青葉区藤が丘一丁目土地公募売却について

# 公募土地の概要

横浜市財政局管財部資産経営課

平成29年6月20日(火)

# 公募売却の趣旨

・ 横浜市(以下「本市」という。)では、保有資産の有効な利活用の一環として、鶴見区鶴見中央四丁目、港北区菊名七丁目及び青葉区藤が丘一丁目に所在する市有地(以下「公募土地」という。)について、価格固定プロポーザル方式による公募売却を実施します。

# 価格固定プロポーザル方式の概要①

#### 【価格固定プロポーザル方式とは】

公募に当たって、価格を固定した上で事業提案内容を審査 し、事業予定者を決定する手法です。

#### 【応募書類の作成及び提出】

 事業提案希望者は、土地の利用等に関する計画をまとめた 書類(以下「進出計画書」という。)を作成し、応募申請書等と あわせて提出します。

#### 【審査】

提出された応募書類について、横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会が審査します。

## 価格固定プロポーザル方式の概要②

#### 【選定]

 横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会は事業 提案の内容を審査・採点を行い、最高点を獲得した応募者を 事業予定者として選定します。

#### 【事業予定者の決定】

横浜市は横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会の選定結果を受けて、事業予定者を決定します。

#### 公募売却受付期間について

・ 事業予定者決定までの間、継続して受付を行う常時 公募とします。応募があった物件は、提案審査に移り、 次の期間は、募集を中断します。また、応募がなかった 物件は、次の期間も引き続き募集を行います。審査の 結果、事業予定者の決定に至らなかった場合は、募集 を再開します。

# 物件番号(1)

# 鶴見区鶴見中央四丁目土地

平成26、27、28年度二段階一般競争入札手法による公募案件 (今回再公募)

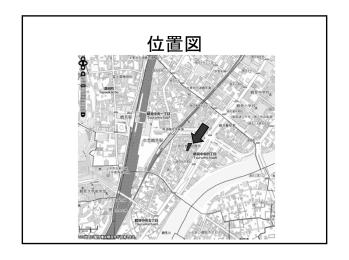
# 鶴見区鶴見中央四丁目土地の表示

所在地	地目	<b>地積</b> (㎡)
横浜市鶴見区 鶴見中央四丁目21番15	宅地	800.03

用途地域:商業地域

建ペい率:80%、容積率:600% 高度地区:第7種高度地区

防火地域指定











# 物件番号②

# 港北区菊名七丁目土地

平成27年度価格固定プロポーザル方式による公募案件 平成28年度二段階一般競争入札手法による公募案件 (今回再公募)

# 港北区菊名七丁目土地の表示

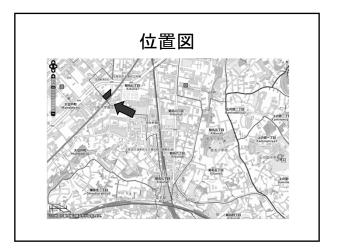
所在地	地目	<b>地積</b> (㎡)
横浜市港北区 菊名七丁目929番7、8	雑種地	1,302.00

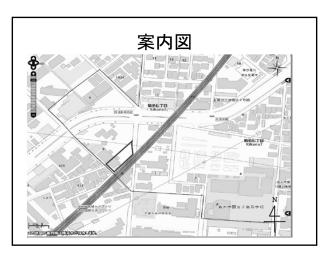
用途地域:準住居地域

建ペい率:60%、容積率:200%

高度地区:第4種高度地区

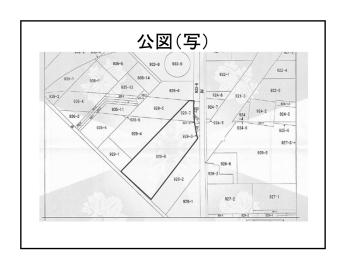
準防火地域











# 物件番号③

# 青葉区藤が丘一丁目土地

平成27、28年度二段階一般競争入札手法による公募案件 (今回再公募)

# 青葉区藤が丘一丁目土地の表示

所在地	地目	<b>地積</b> (㎡)
横浜市青葉区 藤が丘一丁目14番19	宅地	1,005.98

① 用途地域:第二種中高層住居専用地域 建ペい率:60%、容積率:150% 高度地区:第3種高度地区 準防火地域指定

② 用途地域:第一種低層住居専用地域 建ペい率:50%、容積率:80% 高度地区:第1種高度地区 防火指定なし

